

平成 24 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

租税法

1. 甲は製造業を営む個人事業者である。平成 15 年 1 月、甲は事業に必要な機械を 2000 万円で購入した。平成 21 年 1 月、甲はこの機械を 1200 万円で乙に売却した。売却時における機械の帳簿価額（減価償却費を控除した後の金額）は、500 万円であった。
 - (1) 現行法上、平成 21 年の所得について甲はどのように課税されるか。
 - (2) 立法論として、(1)の課税方法には問題がないか。
 - (3) 甲が購入し、その後に売却した資産が機械ではなく、居住用の家屋であったと仮定すれば、甲に対する課税方法は、上記(1)の場合とどのように異なるか。上記(2)で示した立法論との関係についても触れること。
2. 法人税と所得税を統合する具体的な方法について（現行法を含めて）2つ以上あげ、それぞれを比較しながら、その長所と短所について述べよ。

※ 適用条文はいずれも平成 24 年 1 月 1 日現在において施行されているものとする。ただし、租税特別措置法は考慮しなくてよい。